

**2023 冬コミ新刊予定**

# **カロリング朝フランク王国の貨幣**

Traité Historique des Monnoyes de France.

Par M. le Blanc. 1692.

Seconde Race.

**日本語訳より抜粋**

2023/08/22 **機械翻訳直後の仮原稿版**

**先行公開見本**

Guinea, Sovereign, Shillings

## はじめに

この公開見本は、機械翻訳からある程度意味の通るように変えただけのものです。

一般的な発音と日本語表記は Charlemagne をカール大帝ではなくシャルルマーニュ、Louis de Debonnaire をルートヴィヒ 1 世ではなくルイ 1 世のように、なるべく原文であるフランス語の読みに寄せていますが正しくない部分があるかもしれません。また、Lotaire でロタール、ロテールなど他の文献では読みに揺らぎがある場合はどちらかに寄せるようにしています。これらの点にご留意ください。

現在予定している目次は以下の通り。太字は公開見本に収録した部分です。

---

はじめに

前提知識

**フランス貨幣の歴史的論評 第二期 日本語訳**

**ピピン**

シャルルマーニュ、そして弟のカルロマン

ルイ 1 世

アキテーヌ王ピピン 1 世

皇帝ロタール、皇帝ルイ 2 世、ロレーヌ王ロタール

シャルル 2 世

ルイ 2 世、ルイとカルロマン

ワード、ローベル、ラウル

ルイ 3 世

ルイ 4 世、ロタール

解説とまとめ

参考資料

フランス貨幣の歴史的論評 第二期 フランス語 + ラテン語の原文

奥付

---

公開見本ではピピンの章を抜粋して、その補足と解説を付属させることで完成原稿がどのようなクオリティに仕上がるのか捉えていただけるように編集してみました。

また、原文では引用文はイタリック体、それがラテン語であるとイタリックボールド体で記述されています。日本語訳をするにあたり、同じように使い分けてみたところ分かりにくいいため太字で統一している点もご承知おきください。

日本語の一般書籍ではまず書かれていないディープな世界をお楽しみいただけましたら幸いです。

## フランス貨幣についての歴史的論評

### 第二期

### ピピン

兄カルロマンの辞任によって単独で宮宰職にとどまったピピンは、父カールマルテルが敢えて行わなかったメロヴィング朝最後の王キルデリク3世を修道院に監禁し、修道士生活を送らせて751年にソワソンで招集した総会で自らを王に選出させた。これがフランス王家の第二期の始まりである。

775年、ヴェルヌイユで開かれた議会で、彼は銀のソルを重量リーヴルを22に分割させて1つを鑄造所長が受け取り、残りをその銀を提供した人に返却するように命令した。同様に硬貨についてリーヴルあたり22ソルを超えて分割してはならないと定め、22ソルのうち1ソルを鑄造職人の手に、残りを持ち主に返さなければならない。

この条例は私たちの貨幣に関して残されたもっとも古いもので、ピピンはそれまでのものより重くするように命令したこと、そしてこの条例以前には第一期で説明したとおり、重量リーヴルを22以上に分割した銀貨があったことを教えています。

ピピンの条例に含まれる *Libra pensans* という用語は、第二期の初めに彼らがまだ金と銀の重さを量るのに重量リーヴルを使用していたことを示しています。治世6年目に定められた勅令によっても裏付けられ、その中で彼の命令に従わない者には純金10リーヴルと銀20リーヴルの罰金が課されてる。彼は最高純度の金10リブラと銀20ポンドを国庫に納める義務を負った。既に他でも述べたように、重量ローマリブラは私たちの重さでわずか6144グレインでした。<sup>[§1]</sup>

これに基づいて、ピピンの条例で言及されている銀のソルの重さは279グレインと6/22、その12分割であるドウエの重さは23グレインと1/4だったに違いありません。この王の遺物である4つのドウエのうち、非常に完全に良質な23グレイン<sup>[§2]</sup>の重さがあるものが1つある。他は磨耗しきっているので計量しても意味がありません。

これまで私たちはピピンの銀のソルも、他の第二期の王たちが作った銀のソルも見ることがありません。そのため、これらの銀のソルは単なる計数単位であると信じる人もいました。しかし、この意見がピピンの法令によって否定されたという事実の他に、私はシャルルマーニュのもとでそれらが現実のものであると示す証拠を報告するつもりです。

ピピンのこの条例にも第二期の条例にも、金貨や劣位銀貨についての言及はありません。しかし、後者は1ドウエ未満の低額な食料品を買うために絶対に必要であり、銀1ドウエは今日の貨幣で凡そ2ソル6ドウエの価値がありました。私の驚きは金塊に関してさらに大きく、一般的な金に関する幾つかの規則があるにも関わらず、シャルル2世がピストの議会で鑄造所のために制定した長い条例の中でも言及されていません。そして、同様に驚くべきことは第一期では非常に多くの金貨が残っているのに、第二期では金貨が3つしか残っていないということです。

---

§1 重量ローマリブラは私たちの重さで6144グレイン

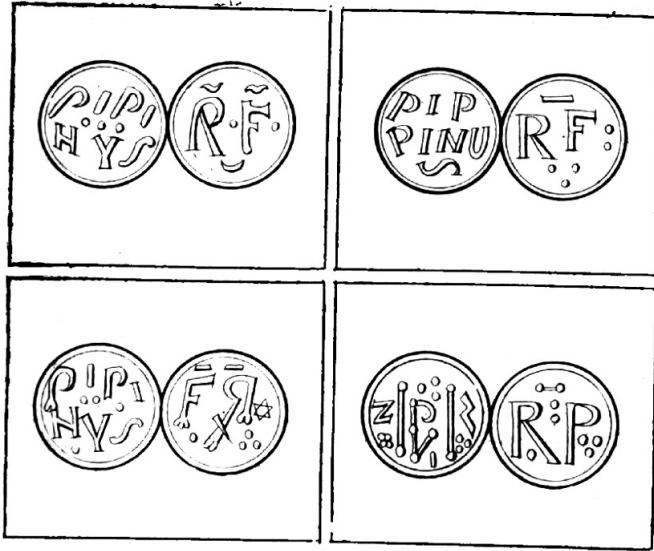
ラテン語でリブラ *libra* や、ポンド *pondo* と記されるので本書では原文に応じて訳します。

ガリアポンドまたはバリ秤のリーヴルは9216グレイン= 489.506 gram。なので、ローマポンドは326.337 gramとなる。

§2 非常に完全に良質な23グレイン —— *grains trebuchans / trebuchants*

原文には *grains trebuchans* あるいは *grains trebuchant* とあり良質な法定貨幣のため数グレインを加えた重さの古語で「躰き」を意味する。この数グレインを加える先がローマリブラなのか？ガリアポンドやマルクなのか？調べています。語源はある程度磨耗が進んでも、規定の量目不足にならないように検針を貨幣の方へ傾けるからだそうです。

ここにピピン王から残された4つの銀のドゥニエがあります。



最初の3つの片側の面にある R.F. の文字は Rex Francorum を意味していることを言及する必要はないと思います。これら貨幣の最後の1つにはピピナスの名前が読み取れるようです。2つの1の間に P と V があり、その隣に N と S があり、P を二回読ませるのは貨幣においては普通のこと、それによりピピナスを構成している。その反対側にある R. P. の文字や、4つの貨幣の文字の間に散在されている点が何の目的で配置されたのかさえ分かりません。

第二期では鑄造所の製造に関する新たな方針を確認できます。貨幣職人はもはや貨幣に自分たちの名前を入れるのではなく、国王の頭像の代わりに、ほとんどの場合、王の名前のモノグラムを入れていました。硬貨を見るだけで違いを十分に知ることができるので、これらを確認するだけで十分です。

この第二期の始まりに存在していた金のソルが、第一期と同じ重さであったとしたら、通用価値で銀40ドゥニエ、重さは23グレインと1/4であるため、ピピンの治世下では金と銀の比率は11でした。<sup>[53]</sup>

<sup>53</sup> 金と銀の比率は11でした

金のソル、ソリドゥス金貨はローマボンドから72枚が作られ約4.532 gram あり。パリ秤で85グレインと1/3に相当。

銀のドゥニエが23グレインと1/4の重さで40ドゥニエと等価、つまり930グレインに相当。これを計算してみると

$23.25 \text{ grains de denier d'argent} \times 40 \text{ piece} \div 85.333... \text{ grains de sol d'or} \approx 10.899$  になる。

## カロリング朝フランク王国の貨幣

シャルルマーニュの治世に進む前に、このピンの法令についてもう一度考えてみましょう。貨幣を鑄造するために鑄造所に銀 1 リーヴルを持ってきた者に 21 枚、または 21 ソルが返され、22 枚目は差し引かれる。私は今日スペイン人が特にインド諸島で同様のことを実践していると確信しています。そこでは王立鑄造所に持ち込み正貨に交換してもらいます。鑄造費用と国王が自国で貨幣鑄造に賦課する税のために各 1 マルクあたり一定量の金や銀が差し引かれます。ピピンが差し引くように命じた銀リーヴルの 1/22 は、これら税と他方 2 つの支払いに当てられた可能性が非常に高い。というのは、当時の品質が良くない 22 ソル、つまり 263 ドゥエエを作るのにそれほど鑄造費用がかかったとは考えられないからです。

ヨーロッパすべての君主が自分たちの作った貨幣に賦課するシニョリッジ<sup>[54]</sup>と呼ばれる権利は、古代には知られていなかっただけでなく、今日私たちがそうしているようにローマ人も鑄造費用が貨幣から徴収されることはなかった。国から彼らに支払うので、個人が 1 リブラの純金を鑄造所に持ち込むと、重さ 1 リブラに相当する 72 の純金のソル金貨が支払われました。金や銀を一括して貨幣に換算されても同じ価値になりました。別のところで詳しく説明するように数年前にフランスで実践され始めましたが、それ以前は払い戻される正貨の鑄造費用に充てるために、鑄造所に持ち込まれた銀の一部は差し引かれていました。

私たちの国王がいつの頃から貨幣に、言い換えると臣民に対してシニョリッジの権利を掲げ始めたのかその時期を特定するのは困難です。ピピンの条例より古いものは何もありません。第一期の王たちはそれを享受したようだが、ピピンが治世の初めに王冠を与えたフランス人に対して新たな貢納の賦課をしたと解釈するのは適切ではないだろう。

貨幣のために私たちに残された第二期の王の条例では、この権利について言及されていない。ルイ 1 世がソワソンの聖メダール<sup>[55]</sup>に貨幣鑄造権を与えた寄進状がそれが示されている。この権利を与えるにあたり、聖セバステアンの誉れのために行っている奉仕活動に役立てるようにとあり、そこから幾らかの利益が得られたことを示しています。

**彼は公共な鑄造所と金床を、神聖な彼（聖セバステアン）の栄光のために終身を捧げる奉仕者に提供した。**

シャルル 2 世は、ラングルの司教たちにも同じ特権を与えた。そしてその特許状の条項によれば鑄造所はそれを屈服させる権利を持っていた人々にとって何らかの利益をもたらしていたようで、**私たちは前述の教会の軍隊と、その主任司祭の備えについて言及したいと思います。**最後にこのシニョリッジの権利は、シャルル 3 世が聖クレメンズ礼拝堂に寄進したものの中で明示されています。コンピエーニュ宮殿の鑄造される貨幣のモナーージュと呼ばれる収入の 10 番目と 9 番目の部分。**同じ宮殿の貨幣のうち 10 番目と 9 番目の部分。**

第三期、アンリ 1 世は彼がマリノ港のマステオーリ城から受け取る権利のあるすべての収入の 1/10 を聖マグロワール<sup>[56]</sup>に与えました。ただし、既に他の人に与えていた鑄造所の 1/10 を除いて。

---

[54] シニョリッジ —— Seignuriage

一般に通貨発行益と訳されますが、貨幣鑄造にともない国王や伯爵が賦課することのできる利益のことを指している。この論文ではモネージュ moneage もしくは、モネタジウム Monetagium や モネタジ Monetagii とも呼ばれる貨幣鑄造過程で得られる利益を指すための用語も出てくるので、そのまま表記することにしました。

[55] ソワソンの聖メダール —— Saint-Medard de Soissons

ソワソンにある聖メダール修道院 Abbye Saint-Medard de Soissons

[56] 聖マグロワール —— S. Magloire

かつてパリにあった聖マグロワール修道院 Abbaye Saint-Magloire de Paris

しかし、モネタジウムとも呼ばれるこの権利は、1202年フィリップ4世がトゥルネーの鑄造所と結んだ賃借契約書の中で明記されています。そこからのモネタジの1/3が得られることになる。残りの2/3は、他に帰属することになっていましたが、それについてはフィリップ4世のところでもさらに詳しく見ていきましょう。

私は他の幾つかの証拠によって、我が国の第三期の王たちだけでなく、フランスで鑄造所を屈服させる権利を享受していた特定の領主たちも、貨幣に対する直接税または税金を引き上げました。しかし私は、この権利が何に基づいたものであったのか調査することが適切だと信じています。

ビピンが12オンスの1/22を手にして以来、聖王ルイまでの後継者たちがシニョリッジの権利と鑄造費用として鑄造所から何を受け取ったのかは分かりません。どちらがどのくらいの金額に相当したのか言及するのは困難です。何故なら鑄造所が弱体化しておらず、十分に規制された国であってもそれはすべての王国で大きく異なっていたからである。

聖王ルイが鑄造所に課したものは原則という形で私たちに役立ちました。何故なら彼の後継者の下でしばしば混乱に落ちいったときに人々は常に聖王ルイと同じ状態に戻すことを要求しました。この賢明な王子は、銀1マルクの価格を54ソル7ドゥエエに定め、それを貨幣に換算して58ソルの価値としたので、そのシニョリッジの権利と鑄造費用は3ソル5ドゥエエ。つまり銀4グロ<sup>[57]</sup>つまり1/16マルクです。金貨についても比例してシニョリッジの権利が行使された。

これまで私は聖王ルイが何を成し遂げたのか知ることができなかったが、この論文の最後に掲載される表で、彼の後継者たちが金貨または銀貨の両方に何を賦課したのか分かるだろう。<sup>[58]</sup>

我が国王は、フィリップ6世の治世の始まりのように鑄造費用だけを差し引いただけで、シニョリッジの権利を行使しないこともありました。彼が言うには、あらゆる人々が自分の銀器を鑄造所に持ち込んでいくそうです... 払い戻して利益を得ることはなく鑄造費用のみが差し引かれます。

国王ジャン2世の別の法令によると、彼は治世の終わりに同じことをしたようです。彼は自分が作ったばかりの貨幣についてこう説明しています。それは非常に適切で公正な価格が付けられたので、王はその気になれば受け取ることができた利益を得ず、人々の手元に残ることを望んでいた。

陛下とルイ13世、幸せな記憶を持つ人々もまた同じ寛大さを示しました。

私たちの王たちが、貨幣の製造から得たものはシャルル7世まで続く領事の主な収入のひとつでした。国家がそれを必要とした場合に、国王はこの賦課を増やして貨幣の製造で多額の資金を集めるだけでなく、それを切り下げる、つまり品質を下げることもできました。それはフィリップ4世の司法長官が1304年、貨幣の品質を下げたヌヴェール伯爵に対して行った嘆願書で確認できる。貨幣の品質を下げるという手段は、国王の特権で王権にとって特別な権利として知られており必要性がある場合に行使が限られる。その場合その特別な利益のためではなく共同体の利益と防衛のために行われる。

#### 57 聖王ルイの貨幣改革

バリ秤の単位は 1 リーヴル = 2 マルク = 16 オンス = 128 グロ = 382 ドゥエエ = 9126 グレイン = 489.506 gram.

1/16 マルクは 4608 / 16 = 288 グレインになるので、これが 4 グロと言うことは 1 グロ = 72 グレインにあたるので単位換算から重さの 1 グロ = 72 グレインなので重量単位系としての 4 グロだと言うことが分かります。

#### 58 最後に掲載される表

ANNÉES.	Prix du Marc d'or/argent	Nom des Espèces.	Leur Titre.	Leur Taille & Poids,	Leur valeur
1226	————	AGNEL	Or fin.	59 <sup>1</sup> / <sub>6</sub> au Marc	11. sols 6. d.

このような形式で記述される表は、その後の文献でも引用されているため本書では取り扱いません。

第三期では、国王に資金が不足するとまだエイドもタイユもなかった<sup>[59]</sup>ので、彼らと国家の必要を満たすために貨幣の品質を下げたことがわかります。シャルル6世は、彼の法令のひとつで、**我々の敵である院グラントに抵抗して、忌まわしい企てを阻止するために…… また、現時点で他に領土からの収入を得ることができないため、我々は自助に頼るしかなく、自身の貨幣の品質を下げる義務があると宣言している。**

聖王ルイの後継者たちが、イングランドとの戦いを支援しなければならなかった大戦争では、資金を得るためにしばしばこの危険な手段の実行を余儀なくされた。

シャルル7世は事業の大きな必要性から、これまで品質を下げた貨幣に重い賦課によって銀のマルクから3/4をシニョリッジの権利と鑄造費用のために差し引きました。彼の治世中に見られるように、金のマルクからさらに大きな額を取得しました。この王子は王国からイングランド人を追放し、鑄造所の規定に従ってそこに秩序を回復し始めた。

私はその頃の古い文章で、人々が通貨安と頻繁な銀のマルクの価格変動によって受けた不便と無限の損害を覚えていることを見つけました。国王にこの権利を放棄するように懇願し、タイユとエイドを賦課することに同意してこれが認められた。国王は、鑄造所の役人への支払いと鑄造費用に充てるため、ごくわずかなシニョリッジの権利を差し引いただけであった。シャルル7世の治世かに作成されたと思われる鑄造所の記録簿によれば、**国王がこれほどのタイユを手にしてからは、貨幣は王のために釣り上げられなくなりました。**と記されている。

このことからタイユとエイドの固定賦課が古い貢納の代わりに行われたことが分かります、当時これら2つの新しい賦課よりも遥かに不便でした。フィリップ4世の治世からシャルル7世の治世に至るまで、貨幣の頻繁な交代によってフランスがどのような損失を被ってきたか見てみましょう。というのは、国王が些細な口実で増やしたシニョリッジの権利のほかに、ルイ7世のところで詳しく説明するように、彼らは望むときに貨幣を変更できたからである。したがって、現在および既にシニョリッジの権利を課していたものを非難し、そして彼らは同じ権利を取得した新しい貨幣を作ることで望むときにこの手段で人々に強制的に課しました。<sup>[510]</sup> 貨幣のこうした変化はあまりに耐え難いものであり、人々にとってもあまりに大きな変化だったので、第三期の始まりに多くの都市や地方が国王に安定した貨幣を求めて、三年毎に権利の行使を認めた。これについては、ルイ7世とフィリップ4世のところで詳しく説明します。

読者はこの長い脱線許してくれるだろうか。私の記憶が間違いでなければ歴史家があまり知らない歴史上の一点を明らかにするのは誤りでないと信じている。

私がここで言わずにいられないのは、どんな有能な人々が我が国の歴史を書こうとしても、その中に位置付けられるに値する多くの非常に注目すべき事柄が見逃されてきたということです。現代作家の何らかの作品を読んだことのあるひとなら、この事実すぐに同意いただけるでしょう。

---

59 まだエイドもタイユもなかった —— n'y ayant encore ni Aides, ni Tailles

エイド Aides 食料品の販売輸送などに賦課される間接税。非常時に家臣が領主のために用立てた援助に由来。  
タイユ Tailles 戦費調達などを目的として国王が臣民に賦課する直接税。貴族や教会は対象とされない。  
つまり、直接的な租税や間接税を問わずに税収がないと言っている。

510 この手段で人々に

鑄造済みの貨幣は既にシニョリッジの権利を行使されており、それ廃貨にして改鑄することでシニョリッジの権利を改めて行使する手段で何度も賦課をすと指摘している。

## 奥付

先週のうちに公開するつもりでしたが、別の内容を上書き保存してしまい日本語訳の原稿が失われました。はじめに、前提知識の解説、日本語訳、補足と解説、まとめ、フランス語 + ラテン語の原文、参考資料、という形で制作を進めていますが、当時の読者が知っていたであろう知識がないまま日本語訳を読むのはかなり辛いので、補足と解説を入れていますがかなりの量になる見込みです。訳中の補足は最低限として、別途必要な前提知識。日本語訳からの解説という構成になる予定です。

昔の書籍を Google BOOKS で読まれている方はご存じだと思いますが、結構文字が潰れて読めないところがあり綴りの変化も多いラテン語だと何が綴られてるのか推測するのは困難を極めます。

この文献も存在はかなり前から知っていたものの、読みたくても読めないジレンマを抱えていたところ、AI 技術の進歩により読めない部分にある綴りを推測してもらい文脈からどの言葉なのか？文字の潰れたインクの滲みをじ——と目を凝らし1つずつ解決させる手法でここまでたどり着きました。

日本語訳や解説はまだ途中ですが、2023 年冬コミあわせで原稿を進めています。

もし落選したら刊行日を延長させるかもしれませんが、進捗は Web や X (旧 Twitter) をご確認くださいましたら幸いです。

---

### カロリング朝フランク王国の貨幣 フランス貨幣の歴史的論評 第二期 日本語訳

版数	2013 年 08 月 22 日 先行公開見本版
印刷	—————
発行	Guinea, Sovereign, Shillings Copyright © 2023 Guinea, Sovereign, Shillings. All Rights Reserved.
URL	<a href="http://www.guinea-sovereign-shillings.org">www.guinea-sovereign-shillings.org</a>
Mail	<a href="mailto:yhco0121@yahoo.co.jp">yhco0121@yahoo.co.jp</a>
X	<a href="https://twitter.com/metchin_gbcoin">metchin_gbcoin</a>

---

Web サイトおよび同人誌には著作権を保持する旨を明記しています。コンテンツの一部または全部の無断複写、複製、転載、および著作権法が認める私的利用の範囲を超えた第三者による電子データ化とその利用を禁じ、悪質な著作権侵害行為に対しては必要な措置を講じます。具体的には Web サーバや共有サイトなどの不特定多数が利用できる形で無断転載・公開された場合には 1 冊あるいは 1 ダウンロードあたり 1914 年銘までのフランス 20 フラン金貨、または相当する含有量の純金で利用料をお支払いいただくことに同意されたものとしてご請求いたします。